

無断伐採に係る都道府県調査結果について

林野庁は、森林所有者に無断で立木が伐採された事案について、都道府県を通じて調査を行い、結果を取りまとめました。

1. 概要

森林法第10条の8第1項に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる伐採が森林所有者に無断で行われ、平成30年1月から12月までの期間に市町村又は都道府県に情報や相談等があった事案について、都道府県を通じて調査を行いました。

2. 調査結果

調査の結果、確認された事案は次のとおりです。

	森林所有者に無断で伐採業者や伐採仲介業者が故意に伐採した疑いがあるもの	境界の不明確又は当事者の認識違いにより森林所有者に無断で伐採されたもの	その他状況が不明なもの	計
市町村や都道府県に情報や相談等があった件数	6	51	21	78
うち警察への相談件数	5	18	11	34

注：上記の事案の分類は、森林所有者等への効果的な注意喚起を目的として、現時点で把握している情報を基にあえて行ったものであり、故意か否か等を確定するものではありません。

3. 今後の対応

林野庁では、平成30年中も無断伐採が発生していたことを受けて、これまでの対策に加えて、平成31年3月までに、

- (1) 伐採届出制度における対応強化
 - (2) 森林経営管理制度等を活用した優良業者の育成及び悪質業者の排除
 - (3) 合法伐採木材の流通の徹底
- など、対策の強化を図ったところです。

本年度は、これら強化後の対策により、都道府県や市町村、警察庁等と連携しながら、引き続き、無断伐採の未然防止に向けた取組を進めていきます。

<添付資料>
地域別集計表

【お問合せ先】

林野庁森林整備部計画課

担当者：森林計画指導班 伊奈、尾近

代表：03-3502-8111（内線6144）

ダイヤルイン：03-6744-2300

FAX：03-3593-9565

無断伐採に係る市町村等への相談等の件数

ブロック	都道府県	相談先	森林所有者に無断で伐採業者や伐採仲介業者が故意に伐採した疑いがあるもの	境界の不明確又は当事者の認識違いにより森林所有者に無断で伐採されたもの	その他状況が不明なもの	計
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	市町村、都道府県への相談等件数		5	1	6
		うち警察への相談件数				
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、	市町村、都道府県への相談等件数	1	5	1	7
		うち警察への相談件数	1	2		3
中部	富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	市町村、都道府県への相談等件数		8		8
		うち警察への相談件数		3		3
近畿	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、	市町村、都道府県への相談等件数		1	2	3
		うち警察への相談件数			1	1
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	市町村、都道府県への相談等件数		2	1	3
		うち警察への相談件数				
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	市町村、都道府県への相談等件数	5	30	16	51
		うち警察への相談件数	4	13	10	27
計		市町村、都道府県への相談等件数	6	51	21	78
		うち警察への相談件数	5	18	11	34

注:

- 1 平成30年1月から12月までの間に市町村や都道府県に情報や相談等があった事案
- 2 森林法第10条の8第1項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる伐採が森林所有者に無断で行われ、市町村や都道府県に情報や相談等があった事案が対象